

第一條 本社各工場職工及常備人夫ニシテ、
 毎年六月一日及十二月一日ニ於テ就職
 後一箇年ヲ経過シタルモノニハ本規程
 定ムル所ニ依リ獎勵金ヲ支給ス
 第二條 入社後一箇年ヲ経過シタル者ト雖
 モ其支給ヲ受ケル當該半期間ニ於テ缺
 勤三十日以上ニ及ブ時ハ獎勵金ハ之ヲ
 支給セズ
 第三條 第一條ニ依リ支給スル獎勵金ハ各
 自日給、壹百日分ノ金額ニ對シ株主配
 當金(毎決算期毎ニ取締役會ニ於テ査定
 シタル利益金分配案ニ依ル)ト同一ノ割

合ヲ以テ之ヲ算定ス
 第四條 本規程ニ依ル獎勵金ハ毎年六月末
 及十二月末ニ之ヲ支給ス
 第五條 本規程ノ改廢ハ取締役會ノ決議ニ
 依ルモノトス
 第六條 本規程ハ大正八年下半年期ヨリ之ヲ
 實行スルモノトス

右ノ規程ハ昨年末最初、實施ヲ見タルガハ
 年下期ニ於ケル株主配當率ハ年三割ニシテ